

趣旨

カーボンニュートラルや多発する自然災害への対応として森林行政の重要性が増している。一方で本市の私有林・市有林は間伐遅れの森林が多く、森林整備の推進が必須である。このほか、道産木材の促進や担い手育成、老朽化が進む自然歩道等、本市が取り組むべき課題は多い。今後、森林行政を計画的かつ効果的に進めるため、今後100年を見据えた森林の将来像や、施策の方向性を示す本方針を策定する。

社会的動向

【社会的な動向・国内外の動き】

- SDGs、2050年カーボンニュートラルにともなうグリーン成長戦略等、森林や木材に関する重要性は近年急速に高まっている。
- 森林経営管理法の施行(H31)、森林環境譲与税の導入(H31)、森林・林業基本計画の改正(R3)、木材利用促進の法律改正(R3)などにより、国内において森林の土砂災害防止機能や二酸化吸収源として機能、木材の炭素固定機能等を発揮させるため、森林施策を進める法整備や財源確保の体制が強化されている。
- 北海道でも、国の動きに連動し、北海道森林づくり基本計画、北海道森林吸収源対策推進計画、北海道地域材利用促進方針が改正(R3)

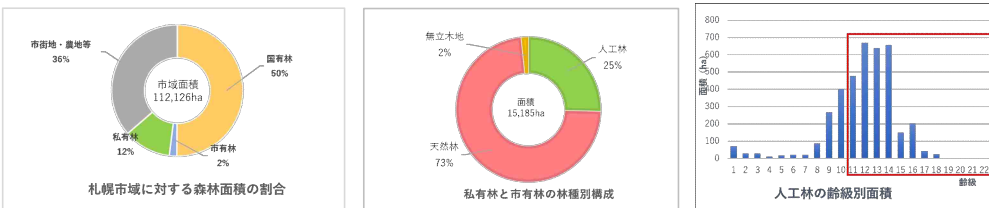
【本市の動き】

- 第2次札幌市戦略ビジョンの策定中。目指すべき都市像として「みどり」の重要性が位置づけ。
- 第4次札幌市みどりの基本計画(R2)、札幌市気候変動対策行動計画(R2)の策定により、森林の間伐や木材利用などの施策を促進
- SDGs未来都市、カーボンニュートラルシティ宣言(R2)

札幌市の森林の現況

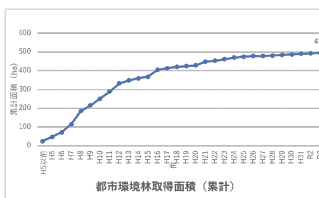
【札幌市の森林の現況】

- 市域の64%が森林で、そのうち21%が私有林・市有林(⇒札幌市が担当する森林)
- 私有林・市有林の25%が人工林であり、そのうち75%が51年生以上の利用期に入っている。
- 本市は林業の基盤があまりない林政後進自治体である。



【これまでの施策】

- 本市では開発から郊外の森林を保全するため「都市環境林事業」として森林の公有化を進めてきた(H5～R3年まで496ha取得済み)。
- 白旗山ふれあいの森や、自然歩道、市民の森等の、森林レクリエーションの整備を進めてきた。(自然歩道8ルート、市民の森6地区)
- 私有林の森林整備は、白旗山を中心に人工林の間伐を実施。人工林から針広混交林化(針葉樹と広葉樹が混ざった森林)へ。
- 公共建築物での木材利用を推進(札幌市公共建築物等における木材の利用に関する方針(H25)策定)



ふれあいセンター(白旗山)



針広混交林化が進む人工林



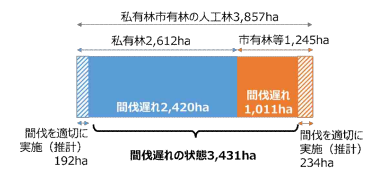
中央図書館

第1回目(今回)の説明内容

課題と可能性

【課題①】森林の将来像がない。

○森林の重要性が高まる一方で、全市的な森林の将来像、森林整備の方向性がない。

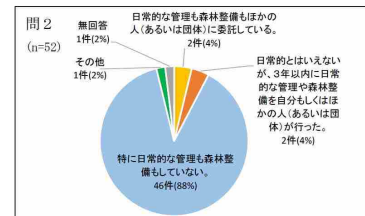


【課題②】人工林の間伐遅れ

- 市有林の81%、私有林の92%の人工林が間伐遅れ
- 森林経営計画の策定率が低く(35%)、今後も増加が見込めない

【課題③】森林整備の担い手不足

- 産業としての林業の基盤がない
- 素材生産を担う林業事業者が少ない、森林組合の人手不足

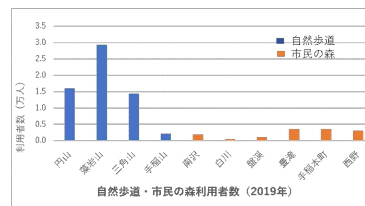


【課題④】森林所有者の関心の薄れ

- 森林所有者の森林整備の関心の薄れ
- 小規模所有者や不在村所有者が多い

【課題⑤】カーボンニュートラルへの対応

- 森林の二酸化炭素吸収量の低下(高齢林の増加と人工林の間伐遅れ)
- 公共事業や民間施設での木材利用拡大



【課題⑥】自然歩道・市民の森事業の見直し

- 自然歩道等で利用者数の差がある
- 多様な利用(登山、トレラン、スキーなど)への対応
- 自然歩道の老朽化した施設の整備
- 所有者の相続により市民の森の契約継続が困難
- 奨励金による市民の森の森林整備の制度の見直しが必要

【本市の可能性】

- 人口190万人の都市⇒普及啓発の波及効果が見込める
- これまで小規模だった森林整備の本格的な展開⇒新たな取組の展開の可能性
- 1000haを超える広大でアクセスのよい人工林⇒白旗山都市環境林の有効活用
- 周辺都市との連携基盤がある⇒さっぽろ連携中枢都市圏での施策の展開

方針の位置づけ

【対象】

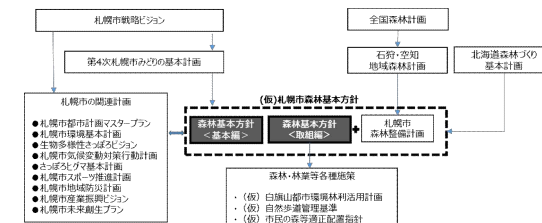
市内の私有林及び市有林(約15,000ha) 道産木材の利用、自然歩道(登山道)等

【位置づけ】

「札幌市みどりの基本計画」の下位方針

【構成】

- 「取組編」…方針の本編 議論の対象
- 「基本編」…森林に関する基礎知識をまとめたもの
- 「札幌市森林整備計画」…森林法に基づき策定する計画 ※森林整備計画とのつながりは今後北海道と調整予定



将来像

【目指す将来像】

将来像1 豊かな自然環境を有する森林

素案検討中

将来像2 森に入り、知、木を使うゼロカーボン都市



取組方針

<1. 森林の多面的機能の発揮と持続可能な森林整備>

現状

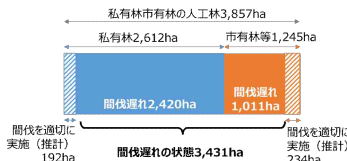
- 間伐未実施の人工林が多い。これらは収穫期を迎えている。
- 小規模な私有林が多い。⇒森林経営計画策定が進まない。

施策の方向性

- 人工林経営と針広混交林(天然林)化の2分化
- 森林経営計画または森林経営管理制度による私森林整備
- 市有林での森林整備の推進

今後の取り組み

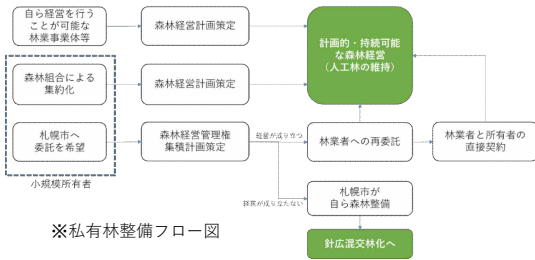
- (1) 森林経営計画の策定の推進(私有林)
  - ・小規模所有者については、森林組合等による集約化を図る。
- (2) 森林経営管理権集積計画の策定と経営の再委託(私有林)
  - ・意欲と能力のある林業者へ再委託を行い、森林整備を促進。
- (3) 市有林における多様な人工林整備
  - ・人工林が多く、木材の搬出が可能な市有林では、人工林経営を実施。
  - ・白旗山都市環境林とその周辺の人工林が多い都市環境林は、育成単層林や複層林、広葉樹の人工林など多様な森づくりを進めます。
- (4) 市有林の保全と多面的機能の発揮
  - ・天然林の保全と、必要な場合は樹種転換等による多面的機能の強化



私有林の森林整備



市有林の間伐材



※私有林整備フロー図

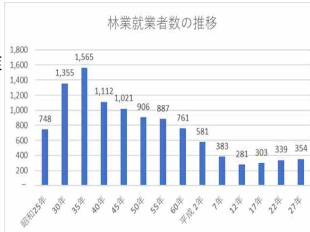
<2. 担い手の育成・確保>

現状

- 林業従事者数は微増傾向にあるが、不足している状況
- 林業事業者数は少なく、札幌市森林組合においても職員等の確保が困難

今後の取り組み

- (1) さっぽろ連携中枢都市圏での担い手確保・育成
  - ・林業が産業ではない本市では、市内での担い手の確保・育成は困難
- (2) 安定的な事業発注と、異業種からの参入等様々な事業の検討
  - ・市有林や私有林での事業量増加による安定的な事業発注
  - ・多様な事業者が参入しやすいように多様な発注形式を行うとともに、スマート林業の推進を検討
- (3) 札幌市森林組合への指導と支援
- (4) 市民や企業、大学や研究機関との連携



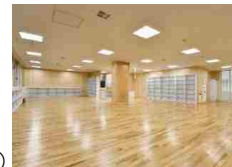
<3. 道産木材利用と普及啓発>

現状

- 法改正により、木材利用は脱炭素に資するものと明確化され、利用推進が求められている。
- 高層建築物でも木造が可能となる等、技術が向上している。

今後の取り組み

- (1) 公共事業及び公共建築物における道産木材の利用促進
  - ・建築物のほか仮設物等において、利用を推進する。
  - ・維持管理上で課題がある場合は使用しないこと等の現実的な判断を求める。
- (2) 北海道が進める「HokkaidoWood」の取組について、効果的な普及啓発のために連携を図る
  - ・「認知度」を高めるため、長期的なPR活動を実施する。
  - ・森林及び森林整備の重要性についての普及啓発の実施
- (3) 自然歩道や白旗山の散策路を整備し、普及啓発を図る。
- (4) 子供を対象とした普及啓発(例: 小学校等で使う木工用キットを白旗山産材で製作)
- (5) 未利用材の有効活用
  - ・バイオマス利用



東白石小学校

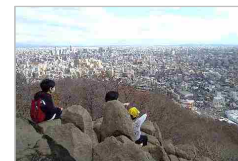
<4. 森林を活用したウェルネス(健康)の推進>

現状

- 自然歩道8ルート75.1km:無償で借受
  - ・利用が多いが、施設の老朽化が進んでいる。
- 市民の森6か所:奨励金(森林整備のための費用)を支払って貸借
  - ・利用が少ない箇所が多く、所有者の相続関係も複雑化

今後の取り組み

- (1) 自然歩道の取り扱い方針
  - ・本市が維持管理を行う森林内の散策路は、すべて「自然歩道」と位置づけ、表記を統一
  - ・新たなルートや入口の整備は原則行わないものとする。
  - ・過度な整備を避けて登山道らしい道を維持することを基本とした上で、難易度に応じた管理水準を設定して市民が幅広く利用できるようにする(上級者向け登山道では、整備や維持を減らして山らしさを構築)
- (2) 市民の森の廃止と自然歩道への振替え
  - ・森林の面的な保全を目的とした市民の森は、森林経営管理制度による経営管理に移行する。
  - ・駐車場がない等の市民の森を見直すとともに、必要に応じて市民の森の散策路を自然歩道へ振替



円山

<5. 白旗山都市環境林>

現状・経緯

- 1,000haを超える広大な市有林で、かつて営林を行っていたため人工林の割合が高い。
- 「ふれあいの森」などレクリエーション機能をもつが、センター等の老朽化が課題
- 低い山で路網が整備されていることから、人工林施業や、市民の散策や歩く スキー利用等の発展が望める。

今後の取り組み

- (1) 多様な施業方法による多様な森づくり
  - ・人工林経営を行う市有林。広葉樹人工林や針広混交林など多様な森づくり「パッチワークの森事業」
- (2) 利用しやすい散策路の整備
  - ・説明板の設置など、森林の普及啓発を進める。
- (3) 森林整備が間近に見える自然歩道、白旗山産材利用等を通じた市民への普及啓発
  - ・簡易製材機や乾燥機などの加工施設の導入(PPP採用)を検討
- (4) 多様な主体との連携
  - ・大学等の研究・研修フィールドとしての活用や企業CSRの場としての活用を推進



北海道大学の実習

<6. 森林環境譲与税の利活用に関する基本的考え>

使途の範囲

- ①森林の整備に関する施策、②人材の育成及び確保、③森林の有する公益的機能に関する普及啓発、④木材の利用、⑤その他の森林の整備に関する施策

マネジメント

- (1) 事業の優先度(事業額割合)
  - 森林環境譲与税の最優先事項である森林整備と、消費地としての役割として地域材利用の促進を両輪とする。
  - 森林整備 : 47%
  - 地域材利用・普及啓発 : 47%
  - 人材の育成及び確保 : 6%
- (2) 森林整備の優先度
  - ・森林の多面的機能が発揮されていない森林、私有林の森林整備を優先する。
- (3) 木材利用・普及啓発の優先度
  - ・普及啓発効果や道産木材の使用量が多い事業を優先
  - ・原則、道産木材の利用に限定

